

伴走支援型経営改善おうえん資金に係る制度拡充について

京都市及び京都府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、金融機関による継続的な伴走支援を受けることができる制度融資「伴走支援型経営改善おうえん資金（以下「本制度」という。）」を実施しています。

この度、国の制度拡充に伴い、下記のとおり本制度を拡充することといたしましたのでお知らせします。

1 制度拡充の内容 ※下線部が変更点

(1) 融資限度額の引上げ及び一般保証枠の新設

- ・ 融資限度額を 4,000 万円から 6,000 万円に引き上げます。
- ・ また、これまで、本制度の利用にあたっては、セーフティネット保証（4号・5号）に係る市町村長認定を取得する必要がありましたが、今回の拡充により、市町村長認定なしで御利用いただける、一般保証枠を新設します。

変更前	<u>4,000万円</u> (セーフティネット保証枠を使用)
変更後	<u>6,000万円</u> (<u>一般保証枠</u> , セーフティネット保証枠を使用)

(2) 売上減少要件の追加（一般保証枠，セーフティネット保証5号）

- ・ 本制度の利用条件である売上減少要件を追加します。以下のいずれかの要件を満たした場合、本制度を利用することができます。

売上減少要件	ア 最近1箇月間の売上高が前年同月比で▲15%以上 イ <u>最近1箇月間の売上高が前年同月比で▲5%以上</u> <u>かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点での直近決算の月平均売上高比で▲15%以上</u>
--------	--

※ セーフティネット保証5号で売上高減少率が15%未満の場合にも、イの後段の要件に該当すれば制度を利用できることになりました。

2 制度拡充の時期

令和4年2月1日から

3 その他

制度の概要は、別添のチラシを御参照ください。